

<h1>第 99 号</h1>	<h1>Super Highway</h1>	
<p>発行日 2024.11.25</p>	<p>J R 東労組バス関東本部</p>	<p>J R 東労組ホームページ</p>

## 2024 年末手当満額回答！ 組織強化・拡大！！

### 申 8 号 2024 年度年末手当等に関する緊急再申し入れ

#### 団体交渉開催！

本日 11 時 45 分より本社会議室において、申 8 号について議論を行ってきました。

組合から申し入れの趣旨については、申し入れ書の通り。組合員から緊急再アンケートの回答は 100 件超え、ほとんどが納得できないという内容であった。組織内で議論し、労働実感・生活実感から大きくかけ離れていると、緊急の再申し入れに至った経緯を伝えた。会社は、評価の仕方はそれぞれであり、どうしても納得できる人とできない人が居る。夏より踏み込んでおり、今回だけかもしれないが物価も加味した。それはみなさんの声を反映しているとし、以下の回答となった。

2024 年度年末手等に関する緊急再申し入れ（JR 東労組バス関東申第 8 号 2024.11.22）に対する回答

2024 年 11 月 25 日

ジェイアールバス関東株式会社

1. 申 7 号「2024 年度年末手等に関する申し入れ」に対する「基準額は、2024 年 12 月 1 日現在における基準内賃金の 2.4 ヶ月分とし、さらにこれまで社員一人ひとりが取り組んできた構造改革の進展と成果、物価上昇等の社会情勢の変化に伴う社員の皆さんの生活実感を踏まえ、特に 0.05 ヶ月分を加算し 2.45 ヶ月分とする。」との回答を撤回し、2024 年度年末手当を基準内賃金の 2.93 ヶ月とすること。
  2. 契約社員 A については「基本給及び都市手ならびに扶養手当それぞれの月額を 1.85 倍した額」、満 60 歳以上の継続雇用制度エルダー社員については「基本給及び扶養手当それぞれの月額を 1.85 倍した額」との回答を撤回し、社員に準ずる額とすること
- 回答) 既に貴側より申 7 号の申し入れを受け、数度の交渉を経て 11 月 20 日開催の団体交渉にて会社より回答とその趣旨を示しており、その考えはない。

回答後も会社と議論を重ね、様々な認識を一致・確認することが出来たものの、回答を覆すことは無く、改めて持ち帰り議論することとした。  
※議事録等、詳しい内容は組合員の皆さんに別途お知らせします。



## JRバス関東で働く仲間を一つに！